

2026 年度

明石市中小企業融資制度のご案内

明石市中小企業融資制度は、市内の中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本市の産業の振興に資することを目的として、中小企業者等の事業活動に必要なとする資金を円滑に融資するために設けられた制度です。

融資対象者

▶次の条件を全て満たしている中小企業者

- (1) 市内に事業所または住所を有している。
- (2) 市税を完納している。
- (3) 融資金の返済見込みが確実

※上記(1)について、創業支援資金の場合のみ、中小企業者になろうとする者で、市内に事務所を有する予定の者又は市内に住所を有している者も可

※上記(1)~(3)に加えて、融資の種類により定められた条件がありますので、次ページ融資制度一覧の「融資対象者」等を必ずご確認ください。

▶以下に該当する場合は、中小企業融資を利用できません

- (1) 銀行取引停止処分を受けている方。
- (2) 金融機関から融資を受け、その返済を延滞している方。
- (3) 保証協会が代位弁済している方。
- (4) 許可、認可等を必要とする業種で、その許可、認可を受けていない方。

中小企業者・小規模企業者とは

中小企業者、並びに小規模企業者の定義は下表によります。

業 種	【 中 小 企 業 者 】 (*1)		【小規模企業者】
	常時雇用する 従業員数	資 本 金	常時雇用する 従業員数
① 製造業その他	300 人以下	3 億円以下	20 人以下
ゴム製品製造業(*2)	900 人以下	3 億円以下	
② 卸 売 業	100 人以下	1 億円以下	5 人以下 (*3)
③ 小 売 業	50 人以下	5,000 万円以下	
④ サービス業	100 人以下	5,000 万円以下	
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下	
旅館業	200 人以下	5,000 万円以下	

(*1) 資本金または従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。
また、個人企業については、資本金は関係ありません

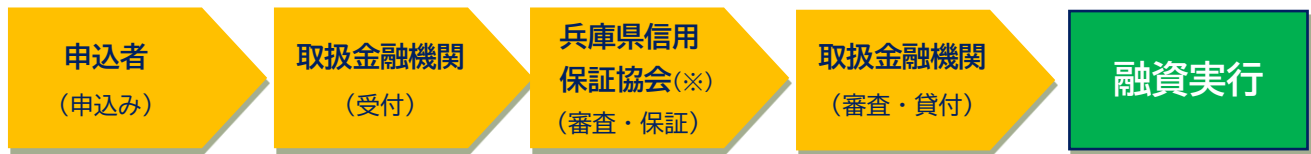
(*2) 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(*3) 宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く

制度名 融資条件	中小企業振興資金		特別小規模 企業資金	中小企業短期 事業資金	創業支援資金
	小規模企業者資金				
融資対象者 ※本パンフレット表紙記載要件も併せてご確認ください。	中小企業者		①小規模企業者 ②本融資の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下であること。 ※全国統一の保証制度である「小口零細企業保証」による。	中小企業者	①新規に創業しようとする者または創業後1年未満の方 ②事業開始が確実と見込まれる方 ③許認可が必要な事業では、当該許認可を受けることが確実と見込まれる方 ④2年以上の事業継続が確実と見込まれる方
NPO法人利用の可否	○	×	×	○	×
資金使途	運転資金・設備資金			運転資金	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円以内 ※運転資金は2,000万円以内	1,000万円以内	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内
融資利率 (年)	1.5%	1.4%	1.2%	1.5%	0.5% (0.4%*) *融資申込時に、法人の代表者の年齢が満40歳未満の場合(個人事業主の場合は当該個人が満40歳未満の場合)
融資期間	7年以内(500万円以下は5年以内) (据置期間1年以内)		5年以内 (据置期間1年以内)	1年以内	7年以内 (据置期間1年以内)
返済方法	原則として分割払い				
担保	必要に応じて徴する	不要	必要に応じて徴する		
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※要件については、保証協会の定めるところによる				
保証協会	保証協会の保証が必要				
保証料	信用保証料は兵庫県信用保証協会が定める保証料率により算定 詳しくは、兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。			兵庫県信用保証協会加古川支所 TEL:(079)424-1105	
保証料補助	無				
その他の留意点	融資制度の重複・併用は以下の場合のみ可能です。 ○振興資金(小規模企業者資金を除く)・短期資金 =申込時の市融資制度借入残高が当初借入額の1/3以下になっており、その融資残高の一括返済をする場合 ○特別小規模企業資金 =申込時の保証協会の保証付き融資の残高が、申請額を含め1,250万円以下である場合 ○創業支援資金 =申込時の保証協会の保証付き融資残高が、申請額を含め1,000万円以下である場合				

融資申込から実行まで

申込みをされてから融資が実行されるまでには時間がかかりますので、余裕を持ってお申し込みください。



申込先（取扱金融機関）

≪銀行≫ 三井住友、りそな、但馬、百十四、みなと、山陰合同、中国

≪信用金庫≫ 神戸、姫路、播州、兵庫、日新、淡路、但陽、西兵庫

≪信用組合≫ 大阪協栄

融資ご利用にあたって

●返済計画は立っていますか？

借入金額・期間等は、事業規模・内容・見込をよく検討し、具体的な無理のない返済計画を立てた上でお申し込みください。

●資金の必要性は明確ですか？

設備資金の場合、見積書・契約書などの根拠資料、運転資金の場合は積算根拠が必要になります。

●申込必要書類は揃っていますか？

申込書類及び関係書類の記入は、ありのままを書き、記入漏れのないようにしてください。書類を提出する前に不足書類がないか、よく確認してください。

申込・審査の過程で追加資料を求められた場合は、速やかに提出してください。

●事業内容の把握を！

審査過程で、業績や取引状況等、事業内容の説明が求められます。収益性、成長性等を含め、今後の見通しを説明しましょう。

●信用が第一です！

申込・審査の際、また日頃の事業経営においても、いかに信用を与えられるかが重要です。

●申込みに際して

融資や信用保証の申込に関し、兵庫県信用保証協会への保証料以外、一切費用（あっせん料、手数料、謝礼金等）はかかりません。

融資申込必要書類・チェックリスト

申込をされる方は、下表の書類を揃えて、不足書類がないか確認欄でチェック（☑）した上で、取扱金融機関窓口へご提出ください。なお、審査の過程で追加資料を提出していただく場合があります。

下記書類のうち「写」の場合は、必要に応じて原本を確認させていただきます。

	書類名	留意事項	確認												
通常申込時に必要な書類	明石市中小企業融資制度申込書	申込の都度、必要です。													
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、必要です。													
	確定申告書写及び決算書写	直近2期分（勘定科目内訳明細のあるもの）が必要です。 ただし、個人の場合は、以下のとおりです。 ・青色申告…申告書写、同決算書写 ・白色申告…申告書写、同収支内訳書写													
	残高試算表	申込時期が決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。													
	事業計画書（※1）	創業後の事業計画を示した書類を任意の様式でご提出ください。													
必要に応じて提出いただく書類	納税証明書（中小企業融資用） ご注意ください ・納税証明書は中小企業融資用に限ります。 ・申請書の使用目的欄に「明石市融資」と必ず記入してください。 ※納税証明書が発行されない場合は、「完納証明書」を提出してください。（ただし、小規模企業者資金の場合は、要件確認のため必ず「納税証明書（中小企業融資用）」が必要です。）	<p><法人の場合> 法人市民税 ※申込時直近の決算期のもの</p> <p><個人の場合> 市・県民税 ※申込時期により該当年度が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込時期 必要年度</th> <th>2026年 4月～5月</th> <th>2026年6月 ～ 2027年1月</th> <th>2027年 2月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2026年度分</td> <td>—</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>2025年度分</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	申込時期 必要年度	2026年 4月～5月	2026年6月 ～ 2027年1月	2027年 2月～3月	2026年度分	—	●	●	2025年度分	●	●	—	
	申込時期 必要年度	2026年 4月～5月	2026年6月 ～ 2027年1月	2027年 2月～3月											
	2026年度分	—	●	●											
	2025年度分	●	●	—											
	許認可証等の写	許認可、免許、登録等を要する業種の場合は、許認可証等の写が必要です。													
	個人情報の取扱いに関する同意書	2026年4月以降の初回のみ必要です。 （本人、連帯保証人、担保提供者から個別に提出）													
	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合）	2026年4月以降の初回のみ必要です。 以後は変更があった場合に必要です。													
	印鑑証明書	2026年4月以降の初回のみ必要です。 発行後3か月以内のものが必要です。													
見積書写	設備資金で、建物の建築、機械等の設備の場合、必要です。														
契約書等写 建築確認申請書写	設備資金の場合、必要です。 原則として、申込人が建築申請人であることが必要です。														
法人代表者、個人事業主の年齢が分かるもの（※1）	法人代表者・個人事業主が金融機関申込時に満40歳未満であった場合にはより低利な利率での融資が可能です。 該当する場合にはご提出ください。														

（※1）創業支援資金融資制度を利用する場合にのみ提出が必要です。

●このパンフレットに関するお問い合わせ

明石市環境産業局産業振興室商工政策課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL:078-918-5098

FAX:078-918-5126

Email:sansei@city.akashi.lg.jp